自治会等自治振興交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地縁に基づき組織された団体が地域社会の維持・発展を目的として行う自主的かつ持続的な活動を支援するため、自治会等自治振興交付金(以下「交付金」という。)を交付し、当該活動の活性化を図り、もって住民自治の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自治会等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第260条の2第1項に規定する市長の認可を受けた地縁による団体のほか、山口 市内の地縁に基づいて形成され、その区域の住民の共通利益の実現と生活の向上を 目的として民主的な運営の下に自主的に活動する団体であって、交付金の対象とな る事業(以下「交付対象事業」という。)を実施することについて市長に届け出た 者のうち、市長が適当と認めた者をいう。

(交付対象事業)

- 第3条 交付対象事業は、住民自治の振興のため、自治会等が自主的に実施する次に 掲げる事業とする。
 - (1) 地域振興・情報発信に関する事業
 - (2) 環境美化・保全に関する事業
 - (3) 安全・安心な地域づくりに関する事業
 - (4) 子どもの健全育成に関する事業
 - (5) 文化・スポーツ振興に関する事業
 - (6) 保健・福祉に関する事業
 - (7) その他、地域の活性化に資するもので市長が必要と認める事業

(交付金の額)

- 第4条 交付金の額は、次の2号に掲げる額の合計額(その額が、5,000円に構成世帯数を乗じて得た額を超えるときは、5,000円に構成世帯数を乗じて得た額)とする。
 - (1) 世帯割額 1,000円に毎年4月1日時点における自治会等の構成世帯数を 乗じて得た額
 - (2) 均等割額 構成世帯数を100で除した数(整数未満の端数切捨て)に 20,000円を乗じて得た額に20,000円を加算した額(その加算した額 が40,000円に満たないときは、40,000円)
- 2 前項の規定にかかわらず、自治会等が複数の集落等を含む広域の自治組織(以下この項において「広域自治会等」という。)であって、当該集落等をそれぞれ一つの自治会等とみなすことが適当であると市長が認めた場合には、当該集落等を自治会等とみなして前項の規定を適用して算出した交付金の額の総額を当該広域自治会等の交付金の額とする。

3 組織を統合した自治会等に関しては、統合した年度から5箇年は、統合前の自治会等の単位ごとに算出した額を合算した額とする。

(交付申請)

- 第5条 交付金の交付を受けようとする自治会等は、自治会等自治振興交付金交付申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 組織を統合した自治会等に関しては、統合前の自治会等の単位ごとに算出した額 を積算するために、自治会等自治振興交付金申請書と併せて、別に定める届出書を 市長に提出しなければならない。

(交付決定)

- 第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金を 交付することが適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、自治会等自治 振興交付金交付決定通知書(別記様式第2号)により自治会等に通知するものとす る。
- 2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第7条 交付金対象事業を実施した自治会等は、交付の決定を受けた年度末日までに、 自治会等自治振興交付金事業実績報告書(別記様式第3号)により交付対象事業の 実施状況等について市長に報告しなければならない。

(交付金の返還等)

- 第8条 市長は、交付金の交付決定を受けた自治会等が次のいずれかの事由に該当するときは、交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 交付金の交付に関して付した条件に違反したとき。
 - (3) 虚偽の届出その他不正の手段により交付金の交付決定を受けたとき。
 - (4) 交付金の全部又は一部を使用しないとき。
 - (5) その他、市長が不適当と認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、山口市小郡区域区長協議会交付金交付要綱、山口市秋穂 区域市政連絡推進員設置要綱、山口市阿知須地域における自治会への事務委託に関 する要綱及び山口市徳地区域自治会に対する事務委託に関する要綱は廃止する。

(経過措置)

- 3 平成20年度において、第4条第1項の規定に定める交付金の限度額(以下「限度額」という。)が、平成19年度に支払った附則別表に定める市報等の配布業務に係る委託料等及び資源物の分別排出管理業務に係る委託料等を合算した額(以下「前年度額」という。)に満たない自治会等にあっては、当該限度額は前年度額とする。
- 4 平成21年度から平成23年度までの間において、限度額が前年度の交付金の額の8割の額(100円未満切捨て。以下「暫定額」という。)に満たない自治会等にあっては、当該限度額は暫定額とする。
- 5 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に組織を統合した自治会等に関しては、統合した翌年度から3箇年、限度額は、統合前の自治会等の単位ごとに算出した額を合算した額とする。なお、前2項に該当する場合の限度額は、統合前の自治会等の単位ごとに算出した暫定額を合算した額とする。

(阿東町の編入に伴う読み替え)

6 阿東の区域においては、附則第3項中「平成20年度」とあるのは「平成22年度」と、「平成19年度」とあるのは「平成21年度」と、附則第4項中「平成21年度から23年度までの間において」とあるのは「平成23年度において」と 読み替えるものとする。

(山口市防犯灯維持管理交付金の取り扱い)

7 防犯灯を維持管理する自治会・町内会・区に対し交付する「山口市防犯灯維持管理交付金」については、自治会等自治振興交付金とともに交付するものとし、申請手続き及び交付金額の算定等は、山口市防犯灯維持管理交付金交付要綱に基づくものとする。

(経過措置)

8 平成28年4月2日から平成29年4月1日までの間に組織を統合した自治会等に関しては、令和2年度においても交付金の額を統合前の自治会等の単位ごとに算出した額を合算した額とする。

附則別表

地域名	市報等の配布業務に係る委託料等	資源物の分別排出管理業務に係る委 託料等
ЩП	山口市協力委員委託料	分別排出管理業務委託料
小郡	山口市小郡区域区長協議会交付金	_
秋 穂	市政連絡推進員手当	分別収集施設排出管理業務委託料
阿知須	自治会事務委託料	_
徳地	事務委託交付金	ごみ収集場所管理業務委託料
阿東	行政業務協力補助金	_

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、改正後の附則第5項は平成20年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の交付金の額に関する第4条第 3項の規定は、平成29年4月1日から適用する。